OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ドイツ中近世の地域社会における秩序形成をめぐる研究状況
Author(s)	紫垣, 聡
Citation	パブリック・ヒストリー. 2012, 9, p. 37-46
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66502
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Journal of History for the Public (2012) **9**, pp 37-46 ©2012 Department of Occidental History, Osaka University. ISSN 1348-852x
Reciprocity and Social Order in Historical Context: 4- Recent studies on the order in local societies: early modern Germany
Satoshi SHIGAKI

特集　社会秩序と互酬性　4

ドイツ中近世の地域社会における秩序形成をめぐる研究状況

紫垣　聡

はじめに

前近代のヨーロッパにおいて、社会秩序を担うのは公権力のみではなかった。中世末以降、たしかに王や諸侯の君主権力のもとに国家形成がすすみはしたが、地域社会の現実のなかで秩序の維持・形成は、その多くを地域の慣習や社会関係に負っていた。本特集で扱われる互酬関係や贈与もそれを規定する要素のひとつであろう。こうした地域レベルでの秩序をめぐる公権力と社会の関係を問題枠として共有するさまざまな研究が近年大きく進展し、豊かな成果を挙げてきたことはよく知られている(1)。本稿ではドイツ語圏を中心にこの問題に関する諸研究を改めて検討し、中世末から近世にかけての地域社会における秩序形成のあり方をこの時期の国家形成との関連をふまえて考察するための手がかりとしたい。

1　理論的背景

地域社会の規範と秩序に関する諸研究が進展する契機のひとつは、G. エストライヒの提唱した「社会的規律化 Sozialdisziplinierung」のテーゼとこれに対する批判だった。エストライヒは近世の政治・社会思想のなかで「規律」を中心的な価値概念として捉え、公権力が定めたあらゆる生活領域におよぶ諸法令を通じて、臣民の生活様式とふるまい、メンタリティまでが勤労、倹約、貞節、従順といった徳目を遵守するよう指導、統制されていくと考えた。それは彼にとって国家形成の本質的特徴であるばかりか、やがて内面的に規律化された近代人を創出す

(1)　服部良久『アルプスの農民紛争』京都大学学術出版会、2009 年においてすでに研究状況の詳しい紹介がなされているので参照されたい。

る、近世ヨーロッパの根本的過程を示す概念として表現される[2]。だがこのコンセプトは社会全体を視野に収めながらも、重要な点で旧来の国家中心的な歴史像にとどまっていた。とりわけエストライヒが実際の社会における規律化の論拠を思想史・法制史のなかに求めた点、また規律化をもっぱら国家の側から臣民に対して一方向的に作用するものと捉えている点は、多くの批判と研究の進展を促した。

第 1 の点では、社会的規律化の手段としてのポリツァイ条令の現実的な射程と効果が問題とされた。ポリツァイとは国内行政全般を指すことばであり、より広義には良き秩序あるいはそのための統治を意味する。これが法的規範として具体的に制定されたものがポリツァイ条令であり、その対象は経済活動から治安、防災、衛生、信仰そして服装や飲酒、賭博といった風紀の問題まで、社会生活のあらゆる側面に及んだ[3]。ただしこのような人びとのふるまいを厳格に律することを求める規定が、字義通りに貫徹されたと考えることはできない。統治権力じたいがその効果のなさを問題視し同じ法令をくり返し発していることが、それを裏付けている。ポリツァイ条令が法としての効力を持たなかったと結論づけることは問題外だとしても、それらを通じて上からの社会的規律化が進行していくというエストライヒの主張には多くの研究者が懐疑的であり、もはやそのまま受け入れることはできないだろう。社会的現実における秩序形成には地域の実情がその枠組みをなしていたと考えなければならない。

第 2 の問題に関しては、民衆と社会集団の自律的行為能力を積極的に評価する研究が、社会を単なる規律化の客体とみなす「社会的規律化」論に見直しを迫った。なかでも P. ブリックレは都市および農村共同体の果たした国家的機能を強調し、中世後期・近世という時代を「共同体原理 Kommunalismus」の概念によって捉えなおした。南ドイツやスイス、ティロルなど山岳地方の事例から、14-16 世紀において市民・農民が貴族や聖職者とともに領邦身分団体を構成し、共同体として領邦身分制のなかで政治的機能を行使することで領邦レベルでの国家形成を促したとブリックレは述べる[4]。共同体は君主権力に対する苦情や請願、しばしば叛乱というかたちで自らを政治的に表現したのであり、そうした活動が中央政府やポリツァイ条令などの国家的組織・制度を発達させ、また共同体自治に発する公共善や「良きポリツァイ」の観念が国家的統治に正当性を付与したのだという[5]。君主権の拡大・発展によって説明されてきた領邦国家の形成を、統治権力と臣民とのコミュニケーション・プロセスとして読み直すことを

---

(2) ゲルハルト・エストライヒ（平城照介・阪口修平訳）「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」（フリッツ・ハルトゥング、ルドルフ・フィーアハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982 年、233-258 頁）、エストライヒ（阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳）『近代国家の覚醒』創文社、1993 年。

(3) エストライヒ『近代国家の覚醒』、127-129 頁。

(4) ペーター・ブリックレ（服部良久訳）『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房、1990 年。Vgl. P. Blickle, *Das Alte Europa. Vom Hochmittlalter bis zur Moderne*, München 2008.

(5) P. Blickle, Einführung. Mit dem Gemeinden Staat machen, in: ders. (Hg.), *Gemeinde und Staat im alten Europa*, München 1997, S. 1-20; ders., Beschwerden und Polizeien. Die Legitimation des modernen Staates durch Verfahren und Normen, in: Blickle/P. Kissling/H. R. Schmidt, *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert: die Entstehung des öffentlichen Raumes in Oberdeutschland*, Frankfurt/Main 2003, S. 549-568.

早くから主張してきたブリックレだが、彼の提示するモデルもまた、共同体社会の実態から見直される必要があると思われる。

ブリックレは領邦身分制における共同体住民の政治的代表制とその意義を重視するが、農民までもが領邦議会身分を獲得した帝国南部以外にそれがどの程度あてはまるのかは議論の余地がある。また彼のいう共同体は成員間の平等と水平的結合を原理とする理念的なものとして扱われ[6]、成員間および成員資格を有する家長以外の住民との実際の社会的・経済的較差や権力関係、多様な社会集団の存在、住民間の日常的な暴力行使と紛争といった問題については具体的に論じられない。理念的な共同体が「良きポリツァイ」の実践を統治権力に要請し現実の社会秩序に影響を与えていたとしても、上述したポリツァイ条令の実効性の問題を考慮すれば、その論理に回収されない日常的な秩序のあり方とローカルな生活世界の慣習的規範は依然として存在しつづけただろう。

この問題に関して有効な示唆を与えるのが、K.-S. クラーマーが示したローカルな秩序システムと、その議論を発展させた英国の歴史家 K. ライトソンのいう「秩序の 2 つのコンセプト」である。まずクラーマーは、地域の社会生活を維持するものとして現地の集団生活と慣習から生まれる規範のシステムを措定する。共同体の全住民に共有されるこのローカルな秩序は独自の社会的コントロールとして機能していたが、やがて公権力の求める秩序と競合するようになり、近世後期の社会経済的変動のなかで国家の秩序システムに敗れるという[7]。統治権力と地域社会の関係を異なる秩序システムの対立として捉えたクラーマーに対し、ライトソンは 17 世紀イングランドの農村社会に関する実証研究にもとづき、両者の相互関係を重視したより柔軟な動態モデルを提示した。彼によればローカルな秩序システムの機能とは住民相互の紛争解決だけでなく、富農の社会的・経済的優越に対する害を回避することであった[8]。ライトソンは社会変化とそれによる危機的状況が農村共同体内のさまざまな利害集団の間に緊張・対立関係を生み出すことを指摘し、このとき村落の富農たちは公権力の法と規範をすすんで受容しその実現を促したことを明らかにした。ただし地域の社会変化がつねに国家と農村エリートの協働に結果したわけではなく、住民に対する上からの統制が単線的に進展したのではないとも論じている[9]。このモデルをドイツで紹介した M. フランクは、共同体がしばしば利害の対立する社会集団から構成されているという彼の見方を支持し、また地域の日常的な社会関係や人びとの行為をマクロな社会構造に結びつけて論じた点を評価する[10]。たしかに地域社会の実情のなかから伝統的・慣習的規範とポリツァイ的規範との相互関係を考察する枠組みを示したことは重要である。しかしながらライトソンもクラーマーと同様に、統治権力と地域社会の秩序シス

(6) Blickle, *Das Alte Europa*, S. 62-76.

(7) Karl-Sigismund Kramer, *Grundriß einer rechtlichen Volkskunde*, Göttingen 1974.

(8) Keith Wrightson, Two concepts of order: Justices, constables and jurymen in seventeenth-century England, in: J. Brewer/J. Styles (ed.), *An Ungovernable People: the English and their law in the seventeenth and eighteenth centuries*, London/ Hutchinson 1980, p. 24.

(9) Ibid., p. 44f.

(10) Michael Frank, *Dörfliche Gesellschaft und Kriminalität: das Fallbeispiel Lippe 1650-1800*, Paderborn u. a. 1995, S. 36f.

テムを原則的には相容れないものとしてモデル化しており、共同体における実際の秩序が純粋にインフォーマルな慣習にもとづいていたのではないことも考慮されねばならない。問題は、統治権力の秩序と地域住民の秩序を二項対立的に捉えることなく、軋轢をともないながらも相互の交渉を通じて地域における秩序が形成・更新・変容されるプロセスを明らかにすることである。

近年さかんに行われた歴史犯罪研究、紛争史、ポリツァイ研究は以上のような問題の枠組みをふまえて進展してきたといってよい。以下ではとくに重要と思われる研究について紹介し検討する。

2　犯罪と司法、紛争解決

「社会的規律化」論ははじめ古典的な法制史に依拠していたが、その理解によれば中世末・近世初期の公的司法の発展は職権による犯罪取締りと厳格な刑罰システムの形成によって特徴づけられる[11]。統治権力の法と裁判が実際に規律化の手段として機能していたならば、社会における犯罪と暴力行為は抑圧されるはずである。しかし、周知のようにその時代の社会、とくに多くの人口と複雑な社会関係を有する都市社会は暴力がはびこる世界とされ、これに対する刑罰もまたしばしば凄惨なイメージをもって語られている[12]。このような硬直的な司法制度と残虐な暴力行為の蔓延という見方は、当時の社会における秩序のあり方を本当に反映しているのか。かかる問題意識から、ドイツ語圏では 1980 年代末以降、都市史を中心に前近代の犯罪と刑罰、暴力紛争に関する歴史像を描きなおす研究がさかんとなった。

中世後期のチューリヒにおける住民間の紛争を論じた S. ブルクハルツの研究はその先駆的な業績のひとつとして名高い。彼女は従来の法制史が重犯罪とその抑制ばかりを扱ったために見過ごされてきた日常的な紛争に注目し、参事会裁判の記録簿を用いてそれらを分析した。それによれば起訴された事件の多くが男性による暴行・傷害であり、また都市当局による訴追や過酷な制裁は一般的ではなかったこと、裁判に訴えられることが社会的な地位の低下や疎外につながらないことを明らかにした[13]。さらにブルクハルツは、こうした暴力行為が自身の名誉を傷つける侮辱や攻撃に対する抵抗として行使されたものだと述べ、この時代の社会に固有の規範である名誉のコードに規定された紛争の範型を、ある程度の暴力をはじめから内包した「争いの文化 Konfliktkultur」として表現した。したがって裁判所は規律化の機能よりむしろ、紛争の調停を通じて都市の平和と当事者の名誉を回復する機能を担うものであったと理解される[14]。

(11)　H・ミッタイス／H・リーベリヒ（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概説』創文社、1971 年、422-427 頁、勝田有恒／森征一／山内進編著『概説　西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004 年、187-191 頁。

(12)　ニコル・ゴンティエ（藤田朋久・藤田なち子訳）『中世都市と暴力』白水社、1999 年。

(13)　Susanna Burghartz, Disziplinierung oder Konfliktregelung? Zur Funktion städtischer Gerichte im Spätmittelalter, *Zeitschrift für historische Forschung* 16, 1989, S. 385-407.

(14)　Ebd., S. 405-407.

都市史に続いて本格化した農村社会における紛争研究でも、名誉と結びついた暴力が日常の秩序とコミュニケーションを規定するという理解は受け入れられているといえる。(15)

このブルクハルツの研究と同じ頃、近世初期のケルンを対象に前近代の都市社会における犯罪と刑罰の特質を新たに描き出し、今日の歴史犯罪研究のフィールドを開拓したのが G. シュヴェアホフである。彼は統治権力の法的規範が貫徹されることを前提とする「社会的規律化」論に疑問を投げかけ、法の定めとその現実の適用との間にあるギャップを明らかにしつつ都市社会における司法の実践を論じた。(16) 法令違反に対する刑罰においては拘禁刑や罰金の支払いによるその代替、都市追放刑が死刑や身体刑よりもはるかに多く、一方でよそ者や都市社会の周縁民に対しては比較的厳しい措置が取られた。こうした選択的な処罰の適用は当局の執行権力の弱さによるというだけでなく、参事会が犯人や加害者の社会関係を考慮して刑罰を科したことを反映している。シュヴェアホフはまた参事会による恩赦の重要性を指摘しており、犯人の親族や友人らの嘆願を経て行われる恩赦は、規範の逸脱に対する制裁が当局と当事者集団の交渉を通じて決定されたことを示すという。(17) このことは暴力をともなう紛争に関してもあてはまり、法廷外でのインフォーマルな紛争解決とともに公的刑法の適用においても当事者たちは刑罰の免除・緩和に主体的に関わっていた。したがってこの時期の都市社会における司法の実践とは、法の厳格な適用による犯罪者の排除ではなく、平和の回復と加害者の社会への再統合を優先するものであった。(18)

シュヴェアホフの先駆的業績の後に花開いた歴史犯罪研究の成果は枚挙に暇がない。15 世紀のコンスタンツを扱った P. シュスターの研究は、名誉と結びついた紛争とその解決の慣習、そうした慣習に配慮したフレキシブルな司法の実践、当局と事件当事者の交渉のプロセスなど、ブルクハルツやシュヴェアホフの見解を踏襲しつつ、恩赦の実態と機能についても具体的な考察を加えている。(19) 中世末・近世初期のニュルンベルクについては U. ヘンゼルマイアーがやはり当局の刑事司法を都市住民の慣習的な社会的コントロールとの関連で論じているほか、A. ベントラーゲは犯罪取締りを担う治安役人の社会的実態とその位置づけという側面からこの問題を扱った。(20) また帝国都市を対象とする研究が多いなか、L. ベーリッシュは 15・16 世紀におけるドイツ東部の自治都市ゲールリッツの事例を取り上げた。彼によればそこでは合意形成を志向する統治体制が築かれず、そのため当局の司法は紛争解決、暴力抑制の機能を果たさなかった。(21)

---

(15) 服部『アルプスの農民紛争』、5-8 頁。

(16) Gerd Schwerhoff, *Köln im Kreuzverhör. Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in einer frühneuzeitlichen Stadt*, Bonn/Berlin 1991.

(17) *Ebd.*, S. 166-173, 442.

(18) *Ebd.*, S. 442-446.

(19) Peter Schuster, *Eine Stadt vor Gericht. Recht und Alltag im spätmittelalterlichen Konstanz*, Paderborn u. a. 2000.

(20) Ulrich Henselmeyer, *Ratsherren und andere Delinquenten. Die Rechtsprechungs- praxis bei geringfügigen Delikten im spätmittelalterlichen Nürnberg*, Konstanz 2002; Andrea Bendlage, *Henkers Hetzbruder. Das Strafverfolgungspersonal der Reichsstadt Nürnberg im 15. und 16. Jahrhundert*, Konstanz 2003.

(21) Lars Behrisch, *Städtische Obrigkeit und soziale Kontrolle, Görlitz 1450-1600*, Epfendorf 2005.

前近代の社会における紛争、暴力と司法制度をめぐるこれらの研究が示すのは、暴力の行使には社会の慣習にもとづく一定のルールが存在しており、統治権力の法と裁判は社会の合意を得ている限りにおいて、また慣習的な秩序維持のメカニズムに依拠することではじめて機能しうるのだという理解である。「社会的規律化」論では国家による統制・処罰の対象でしかなかった民衆の主体的な秩序形成への関わりは、M. ディンゲスの研究においてより強調されている。ディンゲスは地域の日常的な紛争と秩序形成における公的な裁判の意味を「司法利用 Justiznutzungen」という概念で捉えようとした(22)。地域住民は自力救済や社会関係を通じた和解・調停などさまざまな紛争処理の手段を有しており、裁判はそれらとならんで用いられる選択肢のひとつにすぎない。紛争はかならずしも訴訟によって解決される必要はなく、当事者は自らの立場を表明するために、また紛争を有利に処理するために裁判を戦略的に利用したのである。このコンセプトによれば裁判制度は統治を強化する道具でも紛争の平和的解決を約束するものでもなく、住民が一連の社会的コントロールのひとつとして利用できる制度的提供物でしかない。問題は誰がどの法廷を利用したのか、誰のどのような行為が訴えられたのか、事件がどう扱われたのかであって、そうした司法利用のあり方とその歴史的動態を統治権力と臣民の相互交渉のプロセスとして分析することで公的秩序の生成を把握できるという。

以上のように、近年の歴史犯罪研究、紛争と社会的コントロールを扱う研究は総じて、法的規範とその現実的通用との間の差異や、社会秩序をめぐる臣民の自律的な行為能力を重視する傾向にあるが、これに対して国家的規範やポリツァイの浸透についてもより柔軟な見方を求める意見がある。近年さかんとなっているポリツァイ研究を主導するひとりである K. ヘルターは、やはり国家の側からの一方向的な規律化の作用を支持してはいないが、統治権力が社会の実情や慣習を考慮して処罰を緩和・放棄したことをもって法的規範の貫徹の失敗、国家的統治の脆弱さを結論することは早計であるという。司法の紛争解決機能あるいは住民が戦略的に利用する制度的提供物としての意味を強調することは、他方で統治権力の行使する社会的コントロールの範囲と可能性を過小評価することにつながる。司法の実践において当局と事件当事者およびその共属集団との間の交渉を通じて行われる制裁の決定や恩赦は、社会の自律的な秩序維持のしくみに大きく依存しながらも、それらを通じてポリツァイ的規範の浸透と犯罪抑止の効果にも貢献したのである(23)。たしかに国家と社会のコミュニケーション、制度的な社会的コントロールと慣習的なそれとの交差は、社会経済的な変動を背景として地域住民の秩序をめぐる価値意識や規範、戦略的行動に影響を与えたものと考えられる。

このような指摘はつぎの問題との関連でも重要であろう。地域社会における自律的な紛争解

(22) Martin Dinges, Justiznutzungen als soziale Kontrolle in der frühen Neuzeit, in: A. Blauert, G. Schwerhoff (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kultur- geschichte der Vormoderne*, Konstanz 2000.

(23) Karl Härter, Soziale Disziplinierung durch Strafe? Intentionen frühneuzeitlicher Policeyordnungen und staatliche Sanktionspraxis, *Zeitschrift für historische Forschung* 26, 1999, S. 365-379. わが国では、池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰――ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大学出版会、2010 年が、同様の視点から中世末のニュルンベルクにおける公的刑法の成立を論じている。

決システムはしばしば自己完結的で、ともすればはじめから和解をみこした予定調和的なものとして捉えられることがある。実際にそれは近世を通じて変わらないのか、変わるとすればなぜ、どのように変わるのかが問われなければならない。この問題に関する具体的研究のひとつとして、先に述べたライトソンの秩序モデルを援用した M. フランクの研究がある。それによれば 18 世紀リッペ伯領の農村社会においても、ライトソンが示したのと同様に、社会変化がもたらした地域社会の秩序システムの機能不全と危機的状況のなかで農村エリートはその利害を貫徹するために公権力に協力し、その規範と国家行政の地域社会への浸透を促した。(24)

他方で、秩序をめぐる国家と社会の関係は、公的司法と犯罪取締りや暴力的ふるまいの抑制といった面からのみ論じられるものではない。国家的統治の進展は経済秩序や生活環境、信仰、風紀など社会秩序のあらゆる領域に関係する問題であり、地域社会における「良きポリツァイ」の実践もまた、公権力と地域住民との相互関係から考察されねばならない。

3　地域社会におけるポリツァイの実践

「社会的規律化」論におけるポリツァイ理解の問題は、近年におけるポリツァイ研究の隆盛を促すことになった。史料や叢書、共同研究、近世ドイツのポリツァイ条令目録の刊行をはじめさまざまなプロジェクトがすすみ、それとともに個別の実証研究でも多くの成果がもたらされた。旧来の法制史研究ではポリツァイ条令の内容や法体系に関する議論が中心であったが、近年はポリツァイ条令の成立過程やその実践と効果、意義について論じられている。(25) すでに述べてきたようにそのさい、ポリツァイ条令の内容をストレートに社会的規律化と結びつけるような議論は後退し、地域行政におけるその実践を含めたより広範で複眼的な視点からの考察が現れている。わが国でもポリツァイ研究への関心の高まりとともに研究動向の紹介がなされているので、(26) ここでは地域社会における秩序形成との関連で重要と思われる研究を取り上げたい。

ポリツァイの実践をめぐる国家と社会の相互関係について、18 世紀のバーデン（およびデュルラッハ）辺境伯領を対象とする A. ホーレンシュタインの事例研究は有効な視点を提供している。(27) 彼はまず公権力によるポリツァイと規律化の作用が地域社会の伝統や文化を抑圧したという見方も、また他方で地域住民が上からの統制による変化を頑なに拒む存在であったとの見方も取らないとし、両者の相互関係とその歴史的変化、そして共同体の国家形成への適応を

(24)　Frank, *Dörfliche Gesellschaft*, S. 349ff.

(25)　叢書 Studien zu Policey und Policeywissenschaft からは註 5、28、31 に挙げた文献を含む多くの研究成果が公にされている。また Repertorium der Policeyordnungen der frühen Neuzeit, Bd. 1-10, Frankfurt/Main 1996-2010 はポリツァイ条令の総目録として刊行を続けている。

(26)　服部『アルプスの農民紛争』第 4 章および佐久間弘展「ドイツ中近世史におけるポリツァイ研究の新動向」『比較都市史研究』25-1、2006 年。

(27)　Andre Holenstein, *„Gute Policey" und lokale Gesellschaft im Staat des Ancien Regime. Das Fallbeispiel der Markgrafschaft Baden(-Durlach)*, Epfendorf 2003.

描くことを目的に挙げる。近世後期の政治哲学の発達をうけて、領邦政府は地域社会を国家的統治の重要な対象として捉えるようになり、そこでは国家の利益と公共の福祉にかなうものとして「良きポリツァイ」を通じた住民の社会的・経済的状況を改善、向上させるべきであると観念された。そのための施策として領邦政府は数多くのポリツァイ条令を作成し、地域社会における行政組織を整備してその周知・遵守を図る一方で、現地の具体的な状況と問題を把握しようとした。それだけでなく地域住民の側も社会生活に関する問題やその改善を当局に訴えたのであり、政府はこうして得られた情報を利用し社会の具体的状況と要請に合わせた新たな法令・政策を提供することで、より効果的な統治を期待することができた。臣民にとって当局の施策はかならずしも絶対的な規範、上からの押しつけではなく、交渉を通じて地域の状況と利害に沿ったものに調整することが可能であった。産業と労働、民生における施策は近世末の社会変化との関連でとりわけ重要であり、共同体はそれによって社会の変化に対応するとともに国家的統治にも適合するよう自らを変えていったのである。

このように地域社会の状況がポリツァイの実践において決定的な意味を持ったとする認識は、A. ラントヴェーアの研究でも示されている。彼もホーレンシュタインと同様に、法的規範と社会の自律的秩序を二項対立的に捉えてポリツァイの効果までも否定することを批判し、ヴュルテンベルク大公領の都市レオンベルクにおいてポリツァイ条令が実際に施行されるプロセスを具体的に分析した[28]。そのさい規範をつくる領邦政府、規範の受け手である都市住民だけでなく、その間で規範の実現を担う役人を含めた相互関係に注目して考察を行っている。ここでも規範と現実の間にある溝は、都市住民の日常的な慣習や利害のために容易に埋められなかったが、一方で生活必需品の品質管理や防災といった点では住民の協力を期待することができた。統治権力の命令に対する住民のリアクションは多様であり、陳情や請願を通じて地域社会の現実に沿うように修正したり新たな法令の制定を働きかけるなど、交渉の可能性はつねに開かれていた。さらに彼らは法的規範をそれ本来の目的とは異なるかたちで、自分たちの紛争や不愉快な隣人を攻撃するために利用してもいた。規範と現実はつねに対立・矛盾するものではなく、ともに響きあいながら社会秩序を形成していたのであり、地域のさまざまな社会集団の規範とのつきあい方が重要なのだとラントヴェーアは述べる[29]。

ホーレンシュタインとラントヴェーアはこうして近世領邦におけるポリツァイの実践を国家と社会の相互作用、コミュニケーションの側面から明らかにしようとしているが、そのさい両者とも現地の役人の活動と社会的実態に大きな注意を払っている。この問題はポリツァイ条令や規律化との関連ではしばしば、とりわけその実効性に懐疑的な論者からは、ポリツァイを執

(28) Achim Landwehr, *Policey im Allzag. Die Implementation frühneuzeitlicher Policeyordnungen in Leonberg*, Frankfurt/Main 2000.

(29) A. Landwehr, Policey vor Ort. Die Implementation von Policeyordnungen in der ländlichen Gesellschaft der frühen Neuzeit, in: K. Härter (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt/Main 2000.

行する組織の未発達や下級役人の専門性の低さなどが強調されてきた[30]が、近代的な官僚行政との単純な比較でもってその非効率を論じることは正当ではない。これに対して近世の支配における在地役人の問題を国家と社会の相互関係のなかで捉えなおそうとする研究が現れてきており、都市・農村社会の現場でポリツァイを担った役人たちの出自や社会的背景・活動とその実態、彼らの評判、地域住民との関係に焦点が当てられている。ホーレンシュタインも編者のひとりとして加わった論集『地域におけるポリツァイ』は、これらの問題に関する実証研究の成果を示すものである[31]。しかしながら、近世社会の秩序とそれに携わる役人の活動を国家形成との関連において把握するためには、まだなお議論の余地は残されている。とくに役人の地域社会への統合の度合いは、彼らの行為可能性にとって、また地域住民の公的秩序への関与にとって重要な意味を持った。彼らは統治権力の代行者であると同時に地域の隣人としての顔を持った存在であり、このことは彼らを複雑な立場に置いた。しかしそのアンビヴァレントな特質は、国家と社会のコミュニケーション・プロセスを構成する要素でもあった。したがって政府当局の側の意図と戦略をも考慮すべきであり、政府は在地役人の活動を掌握することで社会の実情を把握し、それによって柔軟でより効果的な施策を立てることができたのである[32]。以上のように近世の社会における秩序のあり方をめぐる研究では、役人の社会関係が重要な視点を提供するものとして注目されるようになった。この分野での実証研究の蓄積は、前近代の統治権力と地域社会の関係について新たな歴史像をつくりあげていくことが期待される。

4　近世の地域社会と互酬

近世の統治と地域社会に関する最近の研究のなかで、本特集のもうひとつのテーマである互酬とも関連する文献があるので、最後に取り上げておきたい。それは近世の支配におけるネットワークと慣習の機能に関する国際学会を経て刊行された論集であり、その論考の多くがパトロネジの概念を用いてこの問題を議論している[33]。近世史研究においてパトロネジ論はかねてより注目されてきたが、そのさい研究者の関心がおもに宮廷世界に向けられていたのに対して、これらの論考ではドイツやチェコ、ハンガリー、フランスなどの地域社会を対象に、ローカルなレベルでの支配に関わる役人や地域住民の政治的コミュニケーションが彼らの行動様式や社会的ネットワークの側面から論じられる。

A. ヴァーリは 18 世紀のハンガリー東部サトマールにおける地方行政を扱う。この地の大貴族とその所領管理者や地域の行政官とのあいだに交わされた書簡や贈与の慣行、人的ネット

(30)　Z. B. Jürgen Schlumbohm, Gesetze, die nicht durchgesetzt werden -- ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates?, in: *Geschichte und Gesellschaft* 23, 1997, S. 647-663.

(31)　A. Holenstein/F. Konersmann/J. Pauser/G. Sälter (Hg.), *Policey in lokalen Räumen. Ordnungskräfte und Sicherheitspersonal in Gemeinden und Territorien vom Spätmittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, Frankfurt/Main 2002.

(32)　Holenstein/Konersmann/Pauer/Sälter, Der Arm des Gesetzes. Ordnungskräfte und gesellschaftliche Ordnung in der Vormoderne als Forschungsfeld (Einleitung), in: *Ebd.*, S. 1-54.

(33)　Stefen Brakensiek/Heide Wunder (Hg.), *Ergebene Diener ihrer Herren? Herrschaftsvermittlung im alten Europa*, Köln 2005.

ワークから、現地での支配を担う役人がクリエンテスとして捉えられる。その私的でインフォーマルな結びつきはしかし、統治の実践において有効に機能していなかったという。18 世紀半ば以降の社会経済的変化にともなうクリエンテスの構成変化は、こうした地方行政と所領経営の組織化、合理化を促した。それはパトロンとの結びつきを弱めたが、そのことでむしろ統治における両者の協働はより効果的になったとヴァーリは述べる。(34)

またL. フォンテーヌは 17 世紀の南フランス、ドーフィネの山岳地方を対象に、地域社会における官職の保有とそれに関わる紛争を分析している。王権への従属は共同体において経済的、政治的な力の源泉となったため、地域の名望家や利害をともにする集団のあいだには徴税官などの役職をめぐって争いが生じた。さらにこの種の争いがカトリック住民とプロテスタント住民の対立と結びつき、それを通じて王権の反プロテスタント政策が地域に浸透していったとの指摘は興味深い。ただ別の村落では多数を占めるプロテスタント住民がカトリック司祭への贈与の見返りに信仰統制を回避していた例も挙げられている。いずれにしても、地域の社会関係と利害が統治の実践において決定的な意味を持っていたといえよう。(35)

この論集に収められたほかの事例も含めこれらの研究が示すのは、近世ヨーロッパの地域社会にパトロネジの慣行が広く浸透していたこと、またそうした社会的・文化的実践がこの時期の統治権力と臣民の相互交渉を特徴づけ、それゆえに社会秩序の形成にも重要な役割を果たしたことである。ここに紹介した論考は前章で述べた、国家と社会の相互関係の具体像に迫るアプローチのひとつとして示唆的である。この種の研究はまだ緒についたばかりだが、地域社会におけるポリツァイの実践という問題枠のなかでは、政治文化的なアプローチから有益な知見をもたらす可能性を持っているだろう。

(34) András Vari, Ergebene Diener ihrer Herren. Wandel der Machtausübung im Komitatsleben und in der privaten Güterverwaltung im Ungarn des 18. Jahrhunderts, in: *Ebd.*, S. 203-231.

(35) Laurence Fontaine, Königliche Macht und lokale Herrschaftspraxis in den Bergen der Dauphiné des 17. Jahrhunderts, in: *Ebd.*, S. 185-202.